

各地方整備局長 殿

国土交通省大臣官房長  
(公印省略)

「一般競争入札方式の実施について」及び「一般競争入札方式の拡大について」  
の一部改正について

入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係にある複数の者の同一入札への参加の取扱いについては、「工事の発注に当たっての建設業者の選定方法等について」（平成27年3月6日付け国地契第91号）が、平成27年4月1日以降に公告等を行った工事から適用される場所である。これを踏まえ、次のとおり諸通知を改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

1. 「一般競争入札方式の実施について」（平成6年6月21日付け国地契第2号）の一部改正

記3（1）⑨を⑩とし、同項の前に次の一項を加える。

⑨ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（「資本関係」及び「人的関係」の具体的内容について、5の入札説明書において明示すること。）。

別添1 2（9）を（10）とし、同項の前に次の一項を加える。

（9）入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）

別添2 4（9）を（10）とし、同項の前に次の一項を加える。

（9）入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合は除く。

(イ) 親会社と子会社の関係にある場合

(ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

同5(2)中「①又は②」を「①から③」に改め、①及び②を削り、同(2)に次の三項を加える。

① 資本関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

(イ) 親会社と子会社の関係にある場合

(ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、(イ)については、会社等の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

2. 「一般競争入札方式の拡大について」(平成17年10月7日付け国地契第80号)の一部改正

別添2 4(10)中「なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。」を削り、同①中「更生会社又は再生手続が存続中の会社」の下に「等(会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。)」を加え、同②中「会社」を「会社等」に改める。

同5(2)中「①又は②」を「①から③」に改め、①及び②を削り、同(2)に次の三項を加える。

① 資本関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

(イ) 親会社と子会社の関係にある場合

(ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、(イ)については、会社等の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

附 則

1 この通知は、平成27年4月1日以降に入札手続を開始する工事から適用する。